

農業生産資材の価格高騰に伴う「共済掛金払込猶予期間の延長」 および「共済証書貸付の金利免除」の実施について

1. 実施理由

ウクライナ情勢や急激な円安等に伴う農業生産資材の価格高騰により、農業経営に深刻な影響が生じているため。

2. 実施内容

- (1) 共済掛金払込猶予期間の延長
- (2) 共済証書貸付の金利免除

3. 具体的な実施内容

- (1) 共済掛金払込猶予期間の延長

項目	内容
対象者	農業生産資材の価格高騰によって、農業経営に影響が生じている農家であって、 <u>共済掛金の払い込みが一時的に困難となっている契約者</u>
対象共済種類	生命総合共済、養老生命共済、終身共済、年金共済 建物更生共済などの長期共済
対象共済掛金	令和4年8月1日以降に*払込猶予期間が到来する共済掛金
申込受付期間	令和4年8月1日（月）～令和5年1月31日（火）
払込延長猶予期間	令和5年8月1日（火）まで（最長1年間の延長）
必要な書類等	農業生産資材の購入履歴書類や購入時のレシート等

※払込猶予期間：共済掛金の支払期日までに掛金の払込がない場合に、失効を防ぎ有効に契約が継続できるように設けられた期間のこと。

- (2) 共済証書貸付の金利免除

項目	内容
対象者	農業生産資材の価格高騰によって、農業経営に影響が生じている農家であって、 <u>一時的な資金の調達が必要となっている契約者</u>
対象共済種類	生命総合共済、養老生命共済、終身共済、年金共済 建物更生共済などの長期共済のうち解約返戻金のある共済
対象貸付	新規借入
申込受付期間	令和4年8月1日（月）～令和5年1月31日（火）
金利免除期間	貸付期間と同じ（貸付日から最長1年間）
適用金利	<u>年利0.00%（金利免除）</u> （参考：令和4年度通常適用金利2.00%）
貸付上限額	貸付限度額まで（解約返戻金の80%以内）
必要な書類等	農業生産資材の購入履歴書類や購入時のレシート等

※ 上記の詳しい内容につきましては、最寄りの支所共済窓口へご連絡下さい。